

# 通所リハビリテーション（デイケア）利用料金案内

## ◆介護保険費用（1割表記）

（注）一部の方は自己負担が2割になります。

◎要介護の認定を受けている方に「介護保険負担割合証」が発行されます。

## ※基本サービス費

### 【通常規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）】

時間	1～2	2～3	3～4	4～6	6～8
要介護1	347	362	468	590	766
要介護2	378	420	549	703	923
要介護3	409	480	629	814	<b>1,078</b>
要介護4	440	538	710	926	1,238
要介護5	473	597	790	1,038	1,394

### ※8時間以上になった場合の加算（1日あたり）

・8時間以上9時間未満	53
・9時間以上10時間未満	106
・10時間以上11時間未満	158
・11時間以上12時間未満	211
・12時間以上13時間未満	264
・13時間以上14時間未満	317

### ※加算（1日あたり）

・入浴介助加算	<b>53</b>
・短期集中個別リハビリテーション実施加算（3月以内）	<b>116</b>
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（3月以内）	253
・若年性認知症利用者受入加算	63
・栄養改善加算（月2回が限度）	158
・口腔機能向上加算（月2回が限度）	158
・重度療養管理加算	106
・中重度者ケア体制加算	21
・社会参加支援加算	13
・送迎を行わない場合（片道）	-50
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	<b>19</b>

### ※加算（1月あたり）

・リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	<b>243</b>
・リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ） （6月以内）	1,076
・リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ） （6月を超えた期間）	739
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）（3月以内）	2,026
・生活行為向上リハビリテーション実施加算 （3月以内）	2,110
・生活行為向上リハビリテーション実施加算 （3月超6月以内）	1,055

### ※介護職員処遇改善加算

・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×0.047	（所定単位数はサービス費の基本単位に加算を加えて算定した単位）
----------------	-------------	---------------------------------

## ★保険外費用

### ※基本費用（1日あたり）

・日用品費（共有部分における石鹸・シャンプー・ティッシュ等の雑費）	<b>100</b>
・教養・娯楽費（レクリエーション・クラブ活動・新聞・雑誌等）	<b>150</b>

### ※食事代（1日あたり）

・昼食 + おやつ	<b>650</b>
・昼食のみ	580
・おやつのみ	70

### ※オムツ類使用料（1枚あたり）

・尿取りパッド	50
・紙オムツ	100
・紙パンツ	100

（注）特別な行事などの場合は別途実額徴収あり

（単位：円）

## ◆実際の費用例

例) 要介護3 ・1割負担（介護保険負担割合）の方が

・6～8時間、2回/週（8回/月）利用 ・入浴利用

退院後3月以内で短期集中個別リハビリを実施し、リハマネ加算（Ⅰ）を算定する場合（赤色部分）

（一日の費用 = 通りハ費¥1,078 + 加算¥182 + 基本費用¥250 + 食事代¥650 = ¥2,160）

・**月額自己負担額** = 一日の費用¥2,160 × 8回 + 一月の費用（リハマネ加算¥243） = **¥17,523**

注) 上記費用例は介護職員処遇改善加算は算定していません。

個々によって算定できる加算の種類が異なりますので、上記費用例と実際の金額が異なる事がございます。

詳しくは支援相談員にお訊ね下さい。

平成29年4月1日現在

# 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）利用料金案内

## ◆介護保険費用（1割表記）

（注）一部の方は自己負担が2割になります。

◎要介護の認定を受けている方に「介護保険負担割合証」が発行されます。

## ※基本サービス費（1月あたり）

### 【介護予防通所リハビリテーション費】

要支援 1	1,912
要支援 2	3,919

## ※加算（1月あたり）

・若年性認知症利用者受入加算	253
・運動器機能向上加算	237
・栄養改善加算	158
・口腔機能向上加算	158
・選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	506
・選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	739
・事業所評価加算	127
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 要支援 1	76
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 要支援 2	152

## ※介護職員処遇改善加算

・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×0.047	（所定単位数はサービス費の基本単位に加算を加えて算定した単位）
----------------	-------------	---------------------------------

## ★保険外費用

### ※基本費用（1日あたり）

・日用品費（共有部分における石鹸・シャンプー・ティッシュ等の雑費）	100
・教養・娯楽費（レクリエーション・クラブ活動・新聞・雑誌等）	150

### ※食事代（1日あたり）

・昼食 + おやつ	650
・昼食のみ	580
・おやつのみ	70

### ※オムツ類使用料（1枚あたり）

・尿取りパッド	50
・紙オムツ	100
・紙パンツ	100

（注）特別な行事などの場合は別途実額徴収あり

（単位：円）

## ◆実際の費用例

例）要支援 2 ・ 1割負担（介護保険負担割合）の方が

・ 6～8時間 2回/週（8回/月）利用 ・ 入浴利用、運動器機能向上加算を算定する場合（赤色部分）

（一日の費用 = 基本費用¥250 + 食事代¥650 = ¥900）

・ **月額自己負担額** = 一日の費用¥900 × 8回 + 一月の費用（¥4,308） = **¥11,508**

注）上記費用例は介護職員処遇改善加算は算定していません。

個々によって算定できる加算の種類が異なりますので、上記費用例と実際の金額が異なる事がございます。

詳しくは支援相談員にお訊ね下さい。

平成29年4月1日現在